

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	主要諸外国の上院議員の選出方法—地域代表と一票の格差をめぐって— (資料)
他言語論題 Title in other language	Electing or Appointing Senators in OECD: Focusing on Regional Representatives and Malapportionment
著者 / 所属 Author(s)	藤原 佑記 (FUJIWARA Yuki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 政治議会課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	862
刊行日 Issue Date	2022-10-20
ページ Pages	81-110
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	主要諸外国 (英米独仏伊加を含む OECD 加盟国の 12 か国) の上院議員の選出方法について、選挙制度の種類、選挙区、投票方法、憲法で規定される事項及び一票の格差に関する議論・規定等を整理した。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰 (めいせき) 性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

主要諸外国の上院議員の選出方法 —地域代表と一票の格差をめぐって—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 藤原 佑記

目 次

はじめに

I 上院を地域代表と位置付ける国（直接選挙又は直接選挙中心）

- 1 アメリカ
- 2 スペイン
- 3 チリ

II 上院を地域代表と位置付ける国（間接選挙又は任命制）

- 1 ドイツ
- 2 カナダ
- 3 フランス

III 上院を地域代表と位置付けない国（直接選挙又は直接選挙中心）

- 1 イタリア
- 2 チェコ
- 3 ポーランド
- 4 コロンビア

IV 上院を地域代表と位置付けない国（任命制又は混合型）

- 1 イギリス
- 2 アイルランド

おわりに

別表 OECD 加盟国（単一国家）の二院制議会議員の選出方法等

キーワード：上院、参議院、地域代表、一票の格差、一票の較差

要 旨

主要諸外国（英米独仏伊加の各国及びそれら以外の OECD 加盟国のうち単一国家で上院議員を直接選挙で選出するもの）の上院議員の選挙制度・任命（指名）制度について概観する。調査した 12 か国について、まず上院を地域代表と位置付ける国とそうでない国に大別した上で、それぞれの国について、基本的に①各国の上院の呼称・代表制の性格、②選挙制度又は任命（指名）制度、③総定数、④任期、⑤選挙区、⑥投票方法、⑦選出方法、⑧憲法で規定される事項及び⑨一票の格差に関する議論の 9 項目について整理した。

諸外国において、上院の性格を地域代表とする国は、その旨又は定数配分方法を憲法に明記しており、一票の格差が大きくとも、格差に関する議論が少ない傾向にあった。

はじめに

第 26 回参議院議員通常選挙（令和 4 年 7 月 10 日投票）が行われた。今回の選挙における一票の格差⁽¹⁾は 3.03 倍⁽²⁾であった。一票の格差是正のため合区⁽³⁾が導入されているが、合区で行われた地域の投票率の低下等が指摘されている。一票の格差等を解消するためには、抜本的な選挙制度改革が行われなければならない旨の主張⁽⁴⁾もある。

ところで、我が国は衆議院及び参議院の二院制を採用するが、二院制における第二院には、①貴族院型（身分制議会に由来するもの）、②連邦制型（連邦国家における構成要素としての州の地位を保障しようとするもの）、③民主的第二次院型（民意を多角的に反映しようとするもの）があるとされる。我が国が該当する民主的第二次院型とは、貴族制度も存在せず、連邦制の国家でもない単一国家において、「一方の院が他方の院の軽率な行動をチェックし、そのミスを修正する」ために、第二院が二次的なものとして附置される形態である。この場合の第二院の設置理由として、①立法権能の分割による立法府が全能となることの抑止、②第一院の衝動的な行動のチェック、③国民の「理」ないし「良識」を代表させ得ること、そして、最も本質的なものとして、④国民の多様な意見や利益をきめ細かに代表させ得ること等が挙げられる⁽⁵⁾。

また、第 24 回参議院議員通常選挙（平成 28 年 7 月 10 日投票）から、我が国の参議院議員選挙において「合区」が導入された⁽⁶⁾。この合区制度や一票の格差是正に伴う定数配分により地方部の定数が削減されることとなり、地域の代表を選出することができず、地域の声が国政

* 本稿は、三輪和宏『諸外国の上院の選挙制度・任命制度』（調査資料 2009-1-a 基本情報シリーズ 4）国立国会図書館調査及び立法考査局，2009。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166395_po_200901.pdf?contentNo=1> の改訂版である。調査対象国は若干減らしたものの、一票の格差に関する議論については新たに加筆している。紙幅の都合上、変更のない事項は脚注を省略している場合がある。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 4（2022）年 8 月 15 日である。

(1) 判決文では「較差」の語が用いられるが、本稿では「格差」の語を用いる。

(2) 「「一票の格差」一斉提訴」『産経新聞』2022.7.12; 「参議院選挙「1票の格差」最大で3.032倍3選挙区で3倍超える」2022.6.23. NHK ウェブサイト <<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220623/k10013684801000.html>>

(3) 参議院議員選挙においては、選挙区選挙の選挙区は各都道府県単位であったが、一票の格差是正のため、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県のそれぞれ 2 県を 1 つの選挙区に統合した。

(4) 「社説 参院のあり方「再考の府」機能強化を」『朝日新聞』2021.7.15.

(5) 野中俊彦ほか『憲法Ⅱ 第 5 版』有斐閣，2012，pp.83-85.

(6) 公職選挙法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 60 号）

に反映されなくなるとの指摘がある⁽⁷⁾。ただし、そもそも、国会議員は「全国民の代表」（憲法第43条第1項）であり、どの選挙区で選出されても、その選挙区の代表ではなく全国民の代表であるとされる。この点に関連して、諸外国の中には上院の性格を地域代表と位置付ける国がある。

さらに、今回の参議院議員選挙においても、「一票の格差訴訟」が提起された⁽⁸⁾ように、我が国においては一票の格差に関する議論が盛んであるが、諸外国ではどのようになっているのであろうか⁽⁹⁾。例えば、上院を地域代表と位置付ける国においては、一票の格差を容認し、又は一票の格差に関する議論がないのではないかということが予想される。

本稿では、今後の参議院の選挙制度の在り方に関する議論に資するため、主要諸外国の上院議員の選出方法について概観する。具体的には、英米独仏伊加の各国及びそれら以外の OECD 加盟国のうち単一国家で上院議員を直接選挙で選出する計 12 か国を取り上げ、上院を地域代表と位置付ける 6 か国（第 I 章及び第 II 章）とそうでない 6 か国（第 III 章及び第 IV 章）に大別して記載した。各国の詳細では、上院議員の選挙制度・任命（指名）制度について、原則として、①上院の呼称・代表制の性格、②選挙制度又は任命（指名）制度、③総定数、④任期、⑤選挙区、⑥投票方法、⑦選出方法、⑧憲法で規定される上院議員選出に関する事項及び⑨一票の格差に関する議論の 9 項目を整理した。また、単一国家については、別表に概要をまとめた⁽¹⁰⁾。

I 上院を地域代表と位置付ける国（直接選挙又は直接選挙中心）

調査した 12 か国中、上院を地域代表と位置付ける国は 6 か国であり、そのうち、上院議員を直接選挙又は直接選挙を中心として選出する国はアメリカ、スペイン、チリの 3 か国である。なお、アメリカは連邦国家、スペインとチリは単一国家である。

1 アメリカ

アメリカは連邦国家である。地域代表と位置付けられる上院議員は直接選挙で選出される。

(1) 上院の呼称・代表制の性格

上院（Senate）・州代表

(2) 選挙制度又は任命（指名）制度

単純小選挙区制（一部、小選挙区 2 回投票制⁽¹¹⁾）

(7) 全国知事会「参議院選挙における合区の解消に関する決議」2016.7.29. <<https://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/160825%20gouku.pdf>>

(8) 『産経新聞』前掲注(2)

(9) 諸外国の上院における一票の格差の数値については、那須俊貴・藤原佑記「諸外国における上院議員の選出に係る較差（資料）」『レファレンス』846号, 2021.6, pp.81-101. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11687336_po_084604.pdf?contentNo=1> を参照。

(10) 別表には OECD 加盟国の単一国家の二院制議会議員の選出方法等について、紙幅の都合上本文中で検討しなかった上院議員を間接選挙で選出する国（オランダ、スロベニア）についても記載し、参考のため、下院の選挙制度の概要についても併記した。

(11) 定数 1 の選挙区において、当選人の決定時に特別多数（例えば有効投票総数の過半数）を必要とする制度で、仮にこの特別多数を獲得した候補者が現れなかった場合は、第 2 回目の投票を行い、この投票では相対多数で当選人を決定するという制度。

(3) 総定数

100人（2年ごとに約3分の1ずつ改選）

(4) 任期

6年

(5) 選挙区

小選挙区 50区（州単位。各州定数2人であるが改選時に1人ずつ選挙される。100の議席は、改選時期により3つの組（class）に分類され、上院選挙時には選挙がある州（約3分の2）とない州（約3分の1）に分かれる。）

(6) 投票方法

1票を選挙区の候補者に投票する。

(7) 選出方法

- ① 選挙区ごとに、比較多数を獲得した候補者が当選する。
- ② ジョージア州及びルイジアナ州では過半数を獲得した候補者が当選する。過半数に届く候補者がいない場合は、上位2者の決選投票が行われ、比較多数を獲得した候補者が当選する。メイン州では、候補者に順位を付ける優先順位付投票⁽¹²⁾によって過半数を獲得した候補者が当選する。

(8) 憲法で規定される事項

- ① 直接公選制：連邦憲法第1条第3節第1項、修正第17条第1項
- ② 総定数：①と同じ条項及び州の総数から算出される
- ③ 任期：連邦憲法第1条第3節第1項、修正第17条第1項
- ④ 約3分の1ずつの改選制：連邦憲法第1条第3節第2項

(9) 一票の格差に関する議論

一票の格差は、68.51倍⁽¹³⁾である。

このような大きな格差は、上院議員を、州の人口の多寡にかかわらず、各州の定数を2人としていることによる。各州2人ずつとなった背景として、連邦憲法の制定過程において、人口

(12) 各候補者に、1・2…と順位を付け投票する。1の順位を過半数得た候補者がいた場合、その者が当選となる。過半数得た候補者がいない場合、最下位の候補者が排除され、その候補者に投票した有権者の票は2の順位を付けた候補者に移行する。そして過半数を得た候補者がいれば、その者が当選となり、いない場合は同様のプロセスを当選人が確定するまで繰り返す。“Resources for Ranked-choice Voting (RCV),” 2020.10.2. Maine.gov Website <<https://www.maine.gov/sos/cec/elec/upcoming/rcv.html>>; “How RCV Works.” Fair Vote Website <https://www.fairvote.org/how_rcv_works>

(13) 2020年4月時点の人口に基づく。カリフォルニア州の議員1人当たりの人口（39,576,757人÷2議席）÷ワイオミング州の議員1人当たりの人口（577,719人÷2議席）。“Table A. Apportionment Population, Resident Population, and Overseas Population: 2020 Census and 2010 Census.” United States Census Bureau Website <<https://www2.census.gov/programs-surveys/decennial/2020/data/apportionment/apportionment-2020-tableA.pdf>>

の多い州と少ない州の間の妥協を図る必要性があったためであるとされる⁽¹⁴⁾。

また、このような大きな格差に関しては議論もある。政治学者であるロバート・A・ダール (Robert A. Dahl) は、上院の一票の格差について、不平等代表であり、ある個人又は集団が余分に代表される権利を正当化することができるかという疑問を呈している⁽¹⁵⁾。しかし、憲法改正手続を定めている連邦憲法第5条が「いかなる州も、その同意がなければ、上院における平等の投票権を奪われない」と規定していることや、各州2議席の配分を変更しようとする憲法修正案の発議が提案されても、人口が相対的に少ない17州(34人)の上院議員の反対で否決され⁽¹⁶⁾、憲法修正案が連邦議会で発議されたとしても、人口が相対的に少ない13州の議会の反対⁽¹⁷⁾によって否決することができることもあり、制度改正は難しいことが指摘されている⁽¹⁸⁾。

2 ス페인

スペインは単一国家である。地域代表と位置付けられる上院議員の約8割が直接選挙で選出され、約2割が自治州議会の指名となる。

(1) 上院の呼称・代表制の性格

元老院 (Senado)・地域代表

(2) 選挙制度又は任命(指名)制度

直接選挙及び自治州議会の指名により選出される議員で構成される。

- ① 選挙制度：制限連記制⁽¹⁹⁾(一部、完全連記制⁽²⁰⁾、単純小選挙区制)
- ② 指名制度：自治州議会指名制

(3) 総定数

265人(2021年1月19日現在)

- ① 直接公選議員：208人
- ② 自治州議会指名議員：57人⁽²¹⁾(17の自治州ごとに1～9人)

(14) この妥協は、「偉大な妥協 (Great Compromise)」と呼ばれる。妥協に至るまでには、①連邦上院でも人口比例原則を貫くというジェームズ・マディソン (James Madison) 起草のヴァージニア案、②一院制の連邦議会において各州1票の表決権を認めるウィリアム・パターソン (William Paterson) 提案のニュー・ジャージー案などが見られた。諸案の対立を受けて、コネティカット出身のロジャー・シャーマン (Roger Sherman) が、③連邦下院では人口比例、連邦上院では各州2人代表 (州議会選任) という案を提案し、この案を中心に妥協に至っている。このため、「偉大な妥協」は、「コネティカット妥協 (Connecticut Compromise)」とも呼ばれる。阿部竹松『アメリカ合衆国憲法—統治機構—』有信堂高文社, 2002, pp.26-29; “Two senators per State.” United States Senate Website <<https://www.senate.gov/about/origins-foundations/senate-and-constitution.htm>>

(15) ロバート・A・ダール (杉田敦訳)『アメリカ憲法は民主的か』岩波書店, 2003, pp.58-66. (原書名: Robert A. Dahl, *How democratic is the American Constitution?* 2nd ed., New Haven: Yale University Press, 2003.)

(16) 連邦憲法第5条「両議院の3分の2以上が必要と認めるときは、この憲法に対する修正を発議する。」

(17) 同上「全州の4分の3の議会で承認されたとき、又は全州の4分の3の憲法会議で承認されたとき、あらゆる意味において完全にこの憲法の一部としての効力を有する。」

(18) ダール (杉田訳) 前掲注(15), pp.183-184; 松橋和夫「アメリカ連邦議会上院の権限および議事運営・立法補佐機構」『レファレンス』627号, 2003.4, pp.44, 49-50. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999993_po_062702.pdf?contentNo=1>

(19) 大選挙区において、定数よりも少ない複数票を投じることのできる制度。

(20) 大選挙区において、定数までの複数票を投じることのできる制度。

(21) 自治州議会は、上院議員1人を指名でき、更に人口100万人ごとに追加して上院議員を1人ずつ指名できる (憲法第69条第5項)。そのため、自治州議会指名議員の数は選挙のたびに変動し得る。“Cuadro de evolución del

(4) 任期

- ① 直接公選議員：4年
- ② 自治州議会指名議員：4年

(5) 選挙区

(i) 大選挙区

52区⁽²²⁾

- ① 県（(ii)の小諸島を除く。）(47区、定数各4人)
- ② 3島（グラン・カナリア、マリオルカ及びテネリフェ）(3区、定数各3人)
- ③ 自治市（セウタ及びメリラ）(2区、定数各2人)

(ii) 小選挙区

7区⁽²³⁾

8つの小諸島を7区に分けた選挙区（①イビサ・フォルメンテラ、②メノルカ、③フェルテベントゥーラ、④ゴメラ、⑤エル・イエーロ、⑥ランサローテ及び⑦ラ・パルマ）

(6) 投票方法

選挙区ごとに候補者に対して投票を行う。定数4の大選挙区では3票まで、定数2又は3の大選挙区では2票まで投票することができる。小選挙区では1票を投じることができる⁽²⁴⁾。同一候補に複数票を投じることができない。

(7) 選出方法

選挙区ごとに、比較多数を獲得した候補者が選挙区定数分まで当選する。

自治州議会指名議員は、各自治州議会が自治州議会の議員の中から自治憲章（Estatuto de Autonomía）に従って指名する⁽²⁵⁾。

(8) 憲法で規定される事項

- ① 地域代表：憲法第69条第1項
- ② 自治州議会指名議員の自治州別定数配分法：同条第5項
- ③ 自治州議会指名議員の指名方法の原則：同上
- ④ 直接公選議員の任期：同条第6項
- ⑤ 選挙区定数：同条第2項～第4項

número de Senadores designados por cada Comunidad Autónoma desde la I Legislatura,” 2021.1.19. Senado De España Website <https://www.senado.es/web/conocersenado/temasclave/composicionsenadoelecciones/detalle/index.html?id=CUADRO_EVOLUCION#>

²² 憲法第69条；選挙法（Ley Orgánica 5/1985, de 19 de junio, del Régimen Electoral General）第165条、第166条

²³ 同上

²⁴ 選挙法第166条第1項

²⁵ 憲法第69条第5項。憲法が要求する条件は、自治州議会内の会派ごとの自治州議会議員数に比例させる形態等適切な比例代表原則によって指名することである。

(9) 一票の格差に関する議論

一票の格差は、直接公選議員が 151.88 倍⁽²⁶⁾であり、自治州議会指名議員が 3.16 倍⁽²⁷⁾である。

憲法上、上院を「地域代表の議院」と位置付けた上で、直接公選議員について原則として各県に 4 人ずつ定数を配分し、自治州議会指名議員について、各州に 1 人を配分した上で住民 100 万人ごとに更に 1 人ずつを加えた数を定数とする旨を規定している。

直接公選議員での格差が約 150 倍となっていることについては、「極端なゆがみ」として批判されている⁽²⁸⁾。しかし、上院議員は、単なる政治的代表ではなく、地域代表としての性格を持ち、地域の声を議会に届けるという役割を担っている点から考えて、格差が大きくなっていることも妥当と考える見解もある⁽²⁹⁾。

なお、選挙法においては、選挙に関して訴訟を提起できる（原告適格を有する）者は、候補者やその関係者に限定されている⁽³⁰⁾。すなわち、我が国のいわゆる「一票の格差」訴訟の原告のように候補者やその関係者以外の者が訴訟を提起することは、選挙法上できないことになっている。

3 チリ

チリは単一国家である。2022 年 7 月、制憲議会によって、新憲法案が公表されている⁽³¹⁾。しかし、本稿の執筆時点（2022 年 8 月 15 日）では新憲法が成立するか不明⁽³²⁾なことから、以下の説明は、現憲法・現行制度に基づくものとし、新憲法案についても判明している範囲で付記する。なお、地域代表と位置付けられる上院議員は直接選挙で選出される。

(1) 上院の呼称・代表制の性格

（現憲法）

元老院（Senado）・地域代表⁽³³⁾

（新憲法案）

地方院⁽³⁴⁾（Cámara de las Regiones）・地域代表（representación regional）

⁽²⁶⁾ 2019 年 1 月時点の人口に基づく直接公選議員についての格差。マドリッド県選挙区の議員 1 人当たりの人口（6,663,394 人 ÷ 4 議席）÷ エル・イエーロ選挙区（小選挙区）の人口 10,968 人。“Population by province and sex.” Instituto Nacional de Estadística Website <<https://www.ine.es/jaxiT3/dlgExport.htm?t=2852&L=1&nocab=1>>; “Population by island and sex.” *ibid.* <<https://www.ine.es/jaxiT3/dlgExport.htm?t=2910&L=1&nocab=1>> 等

⁽²⁷⁾ バレンシア州の議員 1 人当たりの人口（5,003,769 人 ÷ 5 議席）÷ ラ・リオハ州（1 議席）の人口 316,798 人。“Population by Autonomous Community and Autonomous City and sex.” Instituto Nacional de Estadística Website <<https://www.ine.es/jaxiT3/dlgExport.htm?t=2853&L=1&nocab=1>> 等

⁽²⁸⁾ Paul Heywood, *The government and politics of Spain*, Houndmills: Macmillan, 1995, pp.170-171.

⁽²⁹⁾ 『ドイツ・スペイン・英国における憲法事情に関する実情調査—概要—』参議院憲法調査会事務局, 2001, p.78; Agustín Ruiz Robledo, *Constitutional law in Spain*, Second Edition, Rijn: Kluwer Law International B.V., 2018, p.101.

⁽³⁰⁾ 選挙法第 110 条

⁽³¹⁾ “PROPUESTA CONSTITUCIÓN POLÍTICA DE LA REPÚBLICA DE CHILE 2022,” 2022.7. Convención Constitucional Website <<https://www.chileconvencion.cl/wp-content/uploads/2022/07/Texto-CPR-2022.pdf>>

⁽³²⁾ 「チリ新憲法 支持広がらず」『読売新聞』2022.6.1. [新憲法案は、2022 年 9 月 4 日に行われた国民投票で否決された（2022 年 9 月 12 日追記）。]

⁽³³⁾ 憲法第 49 条において、議員の選出に際し国の地域を考慮することが定められている。

⁽³⁴⁾ 「チリ政治情勢報告（5 月）」2022.6. 在チリ日本国大使館ウェブサイト <<https://www.cl.emb-japan.go.jp/files/>>

(2) 選挙制度又は任命（指名）制度

（現行制度）

比例代表制

（新憲法案）

未定（新憲法案第 254 条第 2 項は直接選挙とのみ規定）

(3) 総定数

（現行制度）

50 人

（新憲法案）

48 人以上（同条第 3 項）

(4) 任期

（現憲法）

8 年（4 年ごとに半数改選）

（新憲法案）

4 年（同案第 262 条）

(5) 選挙区

（現行制度）

各州 1 区（全 16 選挙区）⁽³⁵⁾

各選挙区 2 ～ 5 議席

（新憲法案）

各州 1 区（全 16 選挙区）

各選挙区 3 議席以上

先住民枠あり（同案第 162 条）

(6) 投票方法

（現行制度）

比例名簿に対し 1 票を投じる。

（新憲法案）

未定

(7) 選出方法

（現行制度）

非拘束名簿式比例代表制⁽³⁶⁾

100353778.pdf> 地方院となった背景は、“La Convención aprobó crear una Cámara de Regiones que reemplazará al Senado,” 2022.4.13. telam DIGITAL Website <<https://www.telam.com.ar/notas/202204/589451-convencion-constitucional-chilena-camara-de-regiones.html>> を参照。

(35) アメリカ上院と同様、各州を、改選時に選挙のある州とない州の 2 つに区分する。

(36) 政党名簿を用いる比例代表制を名簿式比例代表制と呼ぶ。このうち、政党が定めた名簿順位に対して選挙人が

(新憲法案)

未定

(8) 憲法で規定される事項

(現憲法)

- ① 地域代表（選出に際し国の地域の考慮）：憲法第 49 条
- ② 選挙権の平等：同第 15 条

(新憲法案)

- ① 地域代表：新憲法案第 254 条第 2 項
- ② 地域ごとに同一の議員数：同条第 3 項
- ③ 選挙権の平等：同案第 160 条第 1 項

(9) 一票の格差に関する議論

(現行制度)

一票の格差は、24.7 倍⁽³⁷⁾と比較的高い数値であるが、議員の選出に際し国の地域を考慮する規定が憲法上あり（第 49 条）、一票の格差に関する議論は確認できなかった。

なお、現在の比例代表制前の選挙制度は「二名制」⁽³⁸⁾という制度を採っており、選挙区ごとに有権者と代表者の比率に大きな差があること（すなわち一票の格差が大きいこと）が特徴とされていた⁽³⁹⁾。この「二名制」で生じていた一票の格差を是正するために、2017 年の選挙から 1 区当たりの定数増、区割りの改変及び議員定数増の制度変更がなされた⁽⁴⁰⁾。

(新憲法案)

新憲法案では、上院を地方院とし、その権能を大幅に変更する。地方院の議員は、地域ごとに選出され、定数は 3 以上であり、各地域の議員数は同一であることとする。地域が州と一致すると仮定すると、最も人口の少ない州の有権者数が約 9 万人であり、最も人口の多い州の有権者数が約 580 万人であることを鑑み、一票の格差は約 64 倍に拡大することが想定される。

何らかの形で順位変更を加えることが許される（又は名簿上の候補者の中から特定候補者の選択が許される）方式のこと。

⁽³⁷⁾ 第 7 選挙区（首都州）の議員 1 人当たりの人口（5,862,179 人 ÷ 5 議席） ÷ 第 14 選挙区（アイセン州）の議員 1 人当たりの人口（95,078 人 ÷ 2 議席）。“RESULTADOS DE ELECCIONES.” Tribunal Calificador de Elecciones Website <<https://tribunalcalificador.cl/resultados-de-elecciones/>>

⁽³⁸⁾ 各選挙区から必ず計 2 人が当選することになっており、与野党各陣営がそれぞれ 2 人ずつ計 4 人の候補者を擁立する制度。この制度においては、投票数の多い上位 2 人が同一のリストからの候補者である場合に、別のリストの候補者 2 人の得票率の合計が上位 2 人のその 2 分の 1 を獲得している場合は、両方のリストからそれぞれ得票数において上位 1 位の候補が当選する。三浦航太「2017 年チリ総選挙—新しい選挙制度と政治勢力はチリの政治を変えるのか?—」『ラテンアメリカ・レポート』35 巻 1 号, 2018, pp.4-5. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/latinamericareport/35/1/35_1/_pdf/-char/ja>; 阿部園子「チリの選挙の仕組み（上・下両院議員選挙、大統領選挙）」2009.6.22. 在チリ日本国大使館ウェブサイト（グーグルアーカイブにより保存したページ）<<http://webcache.googleusercontent.com/search?q=cache:dw4NDzZlhnMJ:www.cl.emb-japan.go.jp/doc/senkyosikumi.doc+&cd=1&hl=ja&ct=clnk&gl=jp>>

⁽³⁹⁾ John M. Carey, “Malapportionment and Ideological Bias in Chilean Electoral Districts,” *Latin American Politics and Society*, Vol. 58 No.3, Fall 2016, p.123.

⁽⁴⁰⁾ 従来、19 選挙区 38 人であったが、2017 年の選挙から 15 選挙区 50 人となった。また、クオータ制も導入された。三浦 前掲注⁽³⁸⁾, pp.3-4. 2018 年 9 月、ニュブレ州が誕生し、16 選挙区 50 人となった。“Creación de la XVI Región de Ñuble.” BCN Website <<https://www.bcn.cl/siit/actualidad-territorial/nueva-region-de-nuble>>

新憲法の成立には、制憲議会の採決で7分の4の賛成が必要で、かつ、政治制度や国体等に関連する条文については、2022年9月4日の国民投票での過半数の賛成が必要である⁽⁴¹⁾。賛成少数となった場合は、現行憲法が維持される⁽⁴²⁾。

II 上院を地域代表と位置付ける国（間接選挙又は任命制）

調査した12か国中、上院を地域代表と位置付ける国は6か国であり、そのうち、上院議員を間接選挙又は任命制で選出する国はドイツ、カナダ、フランスの3か国である。なお、ドイツとカナダは連邦国家、フランスは単一国家である。

1 ドイツ

(1) 上院の呼称・代表制の性格

連邦参議院（Bundesrat）⁽⁴³⁾・州代表

(2) 選挙制度又は任命（指名）制度

任命制

(3) 総定数

69人

(4) 任期

不定（州政府の閣僚等としての任期等による。）

任命制のため（5）選挙区、（6）投票方法はなし。

(7) 選出方法

各州（16州）は、連邦参議院における表決で3～6票を持つため、票数と同数までの議員を任命できる（州政府の首相又は閣僚（都市州の場合は、市長又は州参事会員）が任命されることが多い⁽⁴⁴⁾）。各州は、最少で3票を保証され、人口200万人以上の州は4票を、600万人以上の州は5票を、700万人以上の州は6票を行使でき、その票数と同数までの議員を任命できる。

(41) 新憲法案第383条第2項、第384条第1項

(42) 『読売新聞』前掲注(32)；「チリ政治情勢報告（6月）」2022.7. 在チリ日本国大使館ウェブサイト <<https://www.cl.emb-japan.go.jp/files/100369613.pdf>>

(43) 連邦参議院は、上院に当たるか否かについて議論のあるところであるが、列国議会同盟では連邦議会が下院（lower chamber. 第1院ともいう。）、連邦参議院が上院（upper chamber. 第2院ともいう。）として扱われており、これに従う。小林公夫「ドイツの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1055号、2019.5.16, p.1. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281219_po_1055.pdf?contentNo=1>

(44) 自治体国際化協会「ドイツの地方自治（概要版）—2011年改訂版—」2011, pp.5-6. <<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/series/pdf/j39.pdf>>

(8) 憲法で規定される事項

- ① 任命方法：ドイツ連邦共和国基本法⁽⁴⁵⁾第 51 条第 1 項
- ② 資格（州政府構成員）：同上
- ③ 総定数・州別定数の計算方法：同第 51 条第 2 項、第 3 項

(9) 一票の格差に関する議論

上院は選挙によって議員を選出していないので、厳密に言えば一票の格差ではないが、上院において行使できる票数（議員数）の州間格差を試算すると、13.25 倍⁽⁴⁶⁾となる。

このような格差が発生する原因としては、各州の票数（議員数）が、人口規模を一定程度考慮しているものの、完全な人口比例になっていないことが挙げられる。これは、人口の多い一部の州によって上院の意思決定が左右されないようにし、また、大きな州が指導的な立場に立つことがないように配慮されているためとされる⁽⁴⁷⁾。

2 カナダ**(1) 上院の呼称・代表制の性格**

元老院（Senate）・州又は準州代表及び区域⁽⁴⁸⁾（Division）代表

(2) 選挙制度又は任命（指名）制度

任命制

(3) 総定数

105（ただし、4 人又は 8 人の追加が可能⁽⁴⁹⁾）

(4) 任期

なし。ただし、75 歳定年制。

任命制のため (5) 選挙区、(6) 投票方法はなし。

(7) 選出方法

首相の助言により総督が任命する。

⁽⁴⁵⁾ ドイツの憲法に相当する。

⁽⁴⁶⁾ 2021 年 12 月時点の人口に基づく。ノルトライン・ヴェストファーレン州の議員 1 人当たりの人口（17,924,591 人 ÷ 6 議席） ÷ ブレーメン州の議員 1 人当たりの人口（676,463 人 ÷ 3 議席）。“Bevölkerung am 31.12.2020 nach Nationalität und Bundesländern,” 2022.6.20. Statistisches Bundesamt Website <<https://www.destatis.de/DE/Themen/Gesellschaft-Umwelt/Bevoelkerung/Bevoelkerungsstand/Tabellen/bevoelkerung-nichtdeutsch-laender.html>>

⁽⁴⁷⁾ 岩崎美紀子『二院制議会の比較政治学—上院の役割を中心に—』岩波書店, 2013, pp.125-127, 181; Werner Heun, *The Constitution of Germany: a contextual analysis*, Oxford: Hart Publishing, 2011, pp.69-70.

⁽⁴⁸⁾ オンタリオ州、ケベック州、大西洋沿海諸州（3 州を含む。）及び西部諸州（4 州を含む。）を「4 つの区域」として、各々に 24 議席が与えられている。これらのほかに 1 州及び 3 準州があり、各々に議席が配分されている（1867 年憲法第 22 条）。各州及び各準州の定数は、1～24 人である。

⁽⁴⁹⁾ 4 人又は 8 人の上院議員を、「カナダの 4 つの区域（オンタリオ州、ケベック州、大西洋沿海諸州（3 州を含む。）及び西部諸州（4 州を含む。）」を「平等に代表するように」追加で任命することができる（1867 年憲法第 26 条）。

(8) 憲法で規定される事項

- ① 州代表・4つの区域の平等な代表：1867年憲法第22条
- ② 形式的任命権者（総督）：同第24条
- ③ 首相の助言（に基づく任命）：憲法慣習
- ④ 総定数及び州・準州別定数：1867年憲法第21条、第22条、第28条
- ⑤ 追加議員の任命人数：同第26条
- ⑥ 住民要件、土地・不動産の所有等の要件及び財産要件：同第23条第3号～第5号
- ⑦ 75歳定年制：同第29条

(9) 一票の格差に関する議論

カナダは、選挙によって議員を選出していないので、厳密に言えば一票の格差ではないが、各州に配分された議員数の州間格差を試算すると、21.97倍⁽⁵⁰⁾である。

アメリカの上院のような各州同数の定数配分は、連邦政府の犠牲の下に州政府に過大な権限を与えるものと考えられ、各州同数の定数配分ではなく、区域ごとに同数の定数が配分されたという指摘がある⁽⁵¹⁾。また、各区域への定数配分を同数としつつ、人口の多いオンタリオ州とケベック州をそれぞれ1つの区域とすること等により、人口が少ない州と多い州の間の妥協が図られたという見解も示されている⁽⁵²⁾。

格差をめぐる議論としては、上院改革論の1つとして、議席をオンタリオ州・ケベック州以外の州に更に配分すべきであるという議論がある。このほかには、全州に同数の議席を割り当てる案や、人口規模を考慮してある程度傾斜的に配分する案がある⁽⁵³⁾。

3 フランス

(1) 上院の呼称・代表制の性格

元老院（Sénat）・地方公共団体の代表及び在外フランス人の代表⁽⁵⁴⁾

(2) 選挙制度又は任命（指名）制度

間接選挙。選挙人団は、下院議員、上院議員、地方議会議員、補助代理人等で構成される⁽⁵⁵⁾。

(3) 総定数

348人

⁽⁵⁰⁾ 2022年7月推計人口に基づく。ブリティッシュ・コロンビア州の議員1人当たりの人口（5,286,528人÷6議席）÷ヌナブト準州（1議席）の人口40,103人。“Population estimates, quarterly.” Statistics Canada Website <<https://www150.statcan.gc.ca/t1/tbl1/en/tv.action?pid=1710000901>> 等

⁽⁵¹⁾ ジョン・セイウェル（吉田善明監修、吉田健正訳）『カナダの政治と憲法 改訂版』三省堂、1994、p.25。

⁽⁵²⁾ Andrew Heard, “The Senate: A Late-Blooming Chameleon,” James Bickerton and Alain-G. Gagnon, eds., *Canadian Politics*, 7th ed., Toronto: University of Toronto Press, 2020, p.83.

⁽⁵³⁾ 山田邦夫「カナダの議会制度」『レファレンス』756号、2014.1、p.72。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digi_depo_8408484_po_075604.pdf?contentNo=1>; Library of Parliament, “Reforming the Senate of Canada: frequently asked questions,” 2011.9.12, p.23。<https://publications.gc.ca/collections/collection_2011/bdp-lop/bp/2011-83-eng.pdf>

⁽⁵⁴⁾ 在外フランス人の代表は、下院にも存在する。憲法第24条第5項。

⁽⁵⁵⁾ 選挙人団は約16万2千人（フランスの人口は約6700万人）。“Composition du Sénat.” sénatoriales2020 Website <<https://senatoriales2020.senat.fr/elements-cles/>>; “Collège électoral sénatorial,” 2022.8.8. SÉNAT Website <<http://www.senat.fr/role/colleg.html>>

(4) 任期

6年（3年ごとに半数の選挙区ずつ改選）⁽⁵⁶⁾

(5) 選挙区

定数1～12の選挙区（本土の県、海外県、海外自治体、在外フランス人）

(6) 投票方法

定数2人以下の選挙区は、選挙人団が選挙区ごとに候補者に対し投票する。

定数3人以上の選挙区は、選挙人団が政党等に対し投票する。

(7) 選出方法

定数2人以下の選挙区は、多数代表2回投票制⁽⁵⁷⁾

定数3人以上の選挙区は、拘束名簿式比例代表制⁽⁵⁸⁾

348人のうち12人は、在外フランス人によって選出された下院議員、在外フランス人を代表する上院議員及び領事評議員（Conseiller Consulaire）等によって構成される選挙人団⁽⁵⁹⁾によって選出され、在外フランス人の代表と位置付けられる⁽⁶⁰⁾。

なお、選挙人団の各メンバーには、原則として投票の義務が課され、裁判において正当な理由なく棄権した罪で有罪と宣告された場合は、100ユーロの罰金が科される⁽⁶¹⁾。

(8) 憲法で規定される事項

- ① 地方公共団体の代表の確保：憲法第24条第4項
- ② 在外フランス人の代表の保障：同条第5項
- ③ 間接選挙の採用：同条第4項
- ④ 総定数の上限：同上
- ⑤ 定数配分等に関する独立委員会（第三者機関）の設置：同第25条第3項

⁽⁵⁶⁾ “The senatorial elections.” Sénat Website <https://www.senat.fr/lng/en/senators/the_senatorial_elections.html>

⁽⁵⁷⁾ 小選挙区2回投票制（前掲注(11)）と同様、当選人の決定時に特別多数（例えば有効投票総数の過半数）を必要とする制度で、仮にこの特別多数を獲得した候補者が現れなかった場合は、第2回目の投票を行い、この投票では相対多数で当選人を決定するという制度のこと。選挙法典L第294条。

⁽⁵⁸⁾ 政党名簿を用いる比例代表制を名簿式比例代表制と呼ぶ。このうち、政党が定めた名簿に変更を加えることができない方式のこと。選挙法典L第295条。

⁽⁵⁹⁾ フランス国外に住むフランス人代表に関する2013年7月22日の法律第2013-659号（LOI n° 2013-659 du 22 juillet 2013 relative à la représentation des Français établis hors de France）第44条。例えば、2021年9月26日に行われた上院議員選挙の場合、在外フランス人選挙区選出の下院議員11人、在外フランス人選挙区選出の上院議員12人、代議員432人、領事代表（délégué consulaire。代議員の選挙区間の人口の違いを反映するために選出される。）68人、新型コロナウイルス等により改選できなかったインド等の在外フランス人議会の代議員11人を選挙人団とした。“Election des sénateurs représentant les Français établis hors de France (26 septembre 2021),” 2021.9.26. Consulat Général de France à Jérusalem Website <<https://jerusalem.consulfrance.org/Election-des-senateurs-representant-les-Francais-etablis-hors-de-France-26>>

⁽⁶⁰⁾ “Assemblée des Français de l'étranger,” 2021.5. France Diplomatie Website <[^{\(61\)} 選挙法典L第318条。ニューカレドニア等の場合は12,110CFPフラン（選挙法典L第447条）。正当な理由で投票できない場合には、別の投票者が投票する。“Composition du Sénat,” *op.cit.*^{\(55\)}](https://www.diplomatie.gouv.fr/fr/services-aux-francais/voter-a-l-etranger/quelle-representation-politique-pour-les-francais-residant-a-l-etranger/#:~:text=Les%20Fran%C3%A7ais%20%C3%A9tablis%20hors%20de,r%C3%A9unit%20deux%20fois%20par%20an.>></p>
</div>
<div data-bbox=)

(9) 一票の格差に関する議論

一票の格差は、5.06倍⁽⁶²⁾である。

現在の定数配分は、おおむね人口15万人までにつき1人、それを超える場合は、人口25万人までごとに1人ずつ追加して配分されている。このような方式は、定数配分の不均衡をもたらすことが指摘されている⁽⁶³⁾。

選挙人団の選出方法は、各市町村に最低1人の選挙人が保障され、人口が増えるごとに選挙人の数も増える仕組みとなっている。人口規模にもよるが、原則として全ての市町村議員は選挙人に選出され、さらに、住民が3万人以上の市町村であれば、3万人を超えて800人ごとに1人が補助代理人として選挙人団に選出される⁽⁶⁴⁾。このような方法で選挙人団を選出しているため、人口の50.3%を占める1万人以下の市町村で、選挙人は69%に及ぶとされる⁽⁶⁵⁾。

憲法では「地方公共団体の代表を確保する」と明示しているところ、上述のとおり、大規模な自治体と比較して小規模な自治体では、定数配分の点からも選挙人団の選出方法の点からも過大代表となっていることが指摘できる。

過去に憲法院⁽⁶⁶⁾では、各県への上院議員の定数配分について、人口を考慮することを求めているものの、憲法第24条の規定を踏まえて、人口比例は、あくまでも「地方公共団体の代表」としての性格をゆがめない限度で適用される補完的な原則にすぎない旨を判示⁽⁶⁷⁾し、下院議員の定数配分⁽⁶⁸⁾と異なり、より緩やかに判断している。

Ⅲ 上院を地域代表と位置付けない国（直接選挙又は直接選挙中心）

調査した12か国中、上院を地域代表と位置付けない国は6か国であり、そのうち、上院議員を直接選挙又は直接選挙を中心として選出する国はイタリア、チェコ、ポーランド、コロンビアの4か国である。なお、これらの4か国はいずれも単一国家である。

1 イタリア

(1) 上院の呼称・代表制の性格

元老院 (Senato)・国民代表

⁽⁶²⁾ エロー県の議員1人当たりの人口(1,176,145人÷4議席)÷クルーズ県の議員1人当たりの人口(116,270人÷2議席)。フランス本土の各県(96県、定数各1~12人)を比較の対象とし、海外の領土等は除外した。“Estimations de population par sexe et âge au 1er janvier 2020: comparaisons départementales.” Insee Website <https://www.insee.fr/fr/statistiques/fichier/2012692/TCRD_021.xls> 等

⁽⁶³⁾ 福岡英明『現代フランス議会制の研究』信山社出版, 2001, pp.161-169.

⁽⁶⁴⁾ 選挙法典L第285条。例えば、人口100人の村では、選挙人1人当たりの人口は100人、人口11万人の市では、選挙人1人当たりの人口は約710人。従来、補助代理人は1,000人に1人選出することとされていたが、都市部の選挙人を増やす試みとして2013年法により改正された。新井誠「二元的執政府と両院制議会—元老院との関係から見た一考察—」辻村みよ子編集代表『講座 政治・社会の変動と憲法—フランス憲法からの展望— 第1巻 政治変動と立憲主義の展開』信山社, 2017, p.284.

⁽⁶⁵⁾ “Sénatoriales: qui sont les 160 000 grands électeurs qui élisent les sénateurs?” 2020.8.17. PUBLIC SENAT Website <<https://www.publicsenat.fr/article/parlementaire/senatoriales-qui-sont-les-160-000-grands-electeurs-qui-elisent-les-senateurs>>

⁽⁶⁶⁾ 違憲立法審査機関。法律等の合憲性審査のほか、国会議員選挙等の適正な実施の監督及び選挙争訟の裁定等を行う。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.112.

⁽⁶⁷⁾ 2000年7月6日憲法院判決; 大山礼子「元老院議員選挙と「本質的人口の基礎」の要請」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例Ⅱ』信山社, 2013, pp.185-188.

⁽⁶⁸⁾ 2009年1月8日憲法院判決; 2010年2月18日憲法院判決; 只野雅人「国民議会選挙における投票価値の平等」フランス憲法判例研究会編 同上, pp.181-184.

(2) 選挙制度又は任命（指名）制度

直接選挙及び大統領の任命等により選出される議員で構成される。

- ① 直接選挙：小選挙区比例代表混合制
- ② 任命制度：社会、科学、芸術及び文学の分野における最高の功績により祖国の名誉を高めた市民であって大統領が任命するもの⁽⁶⁹⁾5人まで
- ③ 前・元大統領：当然の終身議員⁽⁷⁰⁾、人数に上限なし

(3) 総定数

200人（直接選挙で選出される議員数）⁽⁷¹⁾

(4) 任期

5年（直接選挙で選出される議員。解散あり）⁽⁷²⁾

(5) 選挙区

州単位で議席配分される。各州には、憲法で定められた一部小州を除き、3以上の議席が配分される（憲法第57条第3項）。

- ・小選挙区（74人）⁽⁷³⁾
- ・比例代表選挙区（26選挙区⁽⁷⁴⁾、122人）
- ・在外選挙区4人⁽⁷⁵⁾

(6) 投票方法

国内選挙区の投票に際しては、小選挙区比例代表混合制であり、1票のみ投票する。小選挙区に対する投票と比例代表選挙に対する投票が連動する仕組みを採用している⁽⁷⁶⁾。

在外選挙区の投票に際しては、比例代表制のため1票を投じる⁽⁷⁷⁾。

⁽⁶⁹⁾ 任期は終身。

⁽⁷⁰⁾ ただし、上院議員資格を放棄することは許されている（憲法第59条第1項）。

⁽⁷¹⁾ 2020年、憲法改正によって議員定数が削減された。芦田淳「【イタリア】国会議員の定数削減に関する憲法改正国民投票」『外国の立法』285-2号、2020.11、pp.20-21。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11570696_po_02850210.pdf?contentNo=1>; 同「イタリアの2019年憲法改正法律—国会議員の定数削減とその評価・影響—」『外国の立法』285号、2020.9、pp.67-101。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11538864_po_02850004.pdf?contentNo=1>

⁽⁷²⁾ 通例、両院の選挙は同時に実施される。

⁽⁷³⁾ 在外選挙区に配分される議席を除いた全ての議席数に8分の3を乗じて、その端数を四捨五入したものに等しい数。芦田「イタリアの2019年憲法改正法律—国会議員の定数削減とその評価・影響—」前掲注(71)、p.77。

⁽⁷⁴⁾ 全20州に分割して議席配分するが、比例区が26選挙区となっている理由は、比例区は1選挙区当たり2～8人の議席配分とすることが定められており（共和国元老院選挙規定に関する諸法の統一法（1993年12月20日立法命令第533号）第1条第2の2項）、比例代表選挙区を2つ以上に分割して設定している州があるためである。

⁽⁷⁵⁾ ヨーロッパ選挙区、南アメリカ選挙区、北・中央アメリカ選挙区及びアフリカ・アジア・オセアニア・南極選挙区の4選挙区各1人。

⁽⁷⁶⁾ 投票用紙には、1枚に小選挙区候補者及び比例区の政党（候補者名）が記載されている。投票者が比例区の政党（候補者名）を選択して投票した場合、その投票は当該政党の小選挙区候補者に対する投票にもなる。一方、選挙人が小選挙区候補者の名前を選択して投票した場合、その投票は比例区の政党に対する投票にもなる。なお、比例名簿が複数の政党で構成されていた場合、投票は、小選挙区でそれぞれが獲得した投票に比例して、政党間で比例配分される。“IL NUOVO SISTEMA ELETTORALE: LA “LEGGE ROSATO”,” 2017.10.12. deputatipd Website <https://www.deputatipd.it/files/documenti/230_LeggeElettorialeLeggeRosato_0.pdf>

⁽⁷⁷⁾ 各選挙区の議員定数は1人のため、実質的には小選挙区と同様。

(7) 選出方法

小選挙区では、相対多数を得た候補が当選する。

比例区では、得票数に応じて議席配分されるが、原則 3% 以上の得票がない政党には議席配分されない阻止条項が存在する⁽⁷⁸⁾。

(8) 憲法で規定される事項

- ① 総定数：憲法第 57 条第 2 項
- ② 在外選挙区の選出議員総数：同上
- ③ 当然の終身上院議員の資格：同第 59 条第 1 項
- ④ 大統領任命終身議員の任命方法及び任命人数の上限：同条第 2 項
- ⑤ 任期：同第 60 条
- ⑥ 各州への定数配分方法：同第 57 条第 3 項、第 4 項
- ⑦ 州を基礎とした選挙とすること：同条第 1 項
- ⑧ 平等選挙：同第 48 条第 2 項

(9) 一票の格差に関する議論

一票の格差は、10.86 倍⁽⁷⁹⁾である。

上院は、憲法で「州を基礎として選出する」こととされるものの、これは、上院が地域代表の議院であることを意味するのではなく、上院の選挙区が州を基礎とすることを意味するにとどまるとされる⁽⁸⁰⁾。また、選挙制度は、地域代表原則よりも下院との類似性が重視されている⁽⁸¹⁾。

議席配分については、憲法は一定数を配分した後、残りの議席を人口に比例して配分することを規定している⁽⁸²⁾。この規定によって州に配分された議席で、州間の一票の格差を計算すると、2.59 倍となる。そして、州に配分された議席を、地方公共団体の境界等に配慮しながら区割りし、小選挙区を設定している。この小選挙区間の一票の格差を計算すると、上述の 10.86 倍となる。これは、在外選挙区を除いた格差であり、在外選挙区を含めると格差が約 20 倍に広がるため、在外選挙区の廃止を求める主張⁽⁸³⁾や在外選挙区の定数拡充を求める意見⁽⁸⁴⁾等がある。

(78) 共和国元老院選挙規定に関する諸法の統一法第 16 条の 2

(79) 2011 年 10 月人口による。Abruzzo 第 1 選挙区の人口 (1,307,309 人) ÷ Trentino-Alto Adige/Südtirol 第 3 選挙区の人口 (120,413 人)。Camera dei deputati e Senato della Repubblica, "I collegi elettorali per la Camera ed il Senato," 2020. <<https://documenti.camera.it/Leg18/Dossier/Pdf/AC0445a.Pdf>>

(80) 芦田淳「イタリアの対等な二院制下での立法過程をめぐる考察」『北大法学論集』62 巻 6 号, 2012.3, p.266.

(81) 同上, p.267.

(82) 憲法第 57 条第 4 項; 共和国元老院選挙規定に関する諸法の統一法第 1 条

(83) 大林啓吾・白水隆編著『世界の選挙制度』三省堂, 2018, p.110.

(84) イタリア国内の選挙区では、国民 30 万人当たり 1 人の上院議員が存在するが、在外選挙区では、在外国民 140 万人当たり 1 人の上院議員になるとされる。"Riforma anticasta, la protesta degli intellettuali all'estero: "Violato diritto di cittadinanza", 2019.1.16. la Repubblica Website <https://www.repubblica.it/politica/2019/01/16/news/petizione_change_org_tuteliamo_voce_e_diritti_italiani_estero_riforma_costituzionale_governo_conti_diritto_rappresentanza_vi-216666473/?ref=RHRS-BH-I0-C6-P6-S1.6-T1>

2 チェコ

(1) 上院の呼称・代表制の性格

元老院 (Senat)・国民代表

(2) 選挙制度又は任命 (指名) 制度

小選挙区 2 回投票制⁽⁸⁵⁾

(3) 総定数

81 人 (2 年ごとに 3 分の 1 ずつ改選)

(4) 任期

6 年

(5) 選挙区

小選挙区 81 区 (3 分の 1 ずつ区分され、上院選挙時に選挙がある選挙区とない選挙区に分かれる。)

(6) 投票方法

1 票を選挙区の候補者に投票する。

(7) 選出方法

絶対多数を獲得した候補者が当選する。絶対多数を獲得した候補者がいない場合は、6 日後に上位 2 者による決選投票が行われ⁽⁸⁶⁾、比較多数を獲得した候補者が当選する。

(8) 憲法で規定される事項

- ① (比例代表制ではなく) 多数制の選挙制度の採用：憲法第 18 条第 2 項
- ② 総定数：同第 16 条第 2 項
- ③ 3 分の 1 改選制：同上
- ④ 任期：同上

(9) 一票の格差に関する議論

一票の格差は、1.48 倍⁽⁸⁷⁾である。

⁽⁸⁵⁾ 前掲注⁽¹¹⁾

⁽⁸⁶⁾ 選挙法 (Zákon o volbách do Parlamentu České republiky a o změně a doplnění některých dalších zákonů) 第 76 条第 1 項、第 2 項

⁽⁸⁷⁾ プシープラム選挙区の 2020 年第 1 回投票における登録有権者数 118,811 人 ÷ プラハ第 2 選挙区の 2018 年第 1 回投票における登録有権者数 80,253 人。3 分の 1 ずつ改選されるため、登録有権者数の基準年は複数年にわたる。
 "Election to the Senate of the Parliament of the Czech Republic held on 7.10.-8.10.2016: Turnout in electoral districts in 1st round." Czech Statistical Office Website <<https://volby.cz/pls/senat/se31?xjazyk=EN&xdatum=20161007&xv=1>>; "Election to the Senate of the Parliament of the Czech Republic held on 5.10.-6.10.2018: Turnout in electoral districts in 1st round." *ibid.* <<https://volby.cz/pls/senat/se31?xjazyk=EN&xdatum=20181005&xv=1>>; "Election to the Senate of the Parliament of the Czech Republic held on 2.10.-3.10.2020: Turnout in electoral districts in 1st round." *ibid.* <<https://volby.cz/pls/senat/se31?xjazyk=EN&xdatum=20201002&xv=1>>

上院議員について、憲法上、地域代表である旨は記載されていない⁽⁸⁸⁾。

また、憲法では「平等な選挙権」が保障されており、選挙制度において「選挙区間の人口均等」の構築に反映されているとされる⁽⁸⁹⁾。したがって、上院の選挙区は、行政区画の尊重の原則に従って形成されるものの、「選挙区間の人口均等」の要請の方が上位に立つ基準となっており、行政区画と一致しない選挙区も見られるため、比較的一票の格差が小さいものとなっている⁽⁹⁰⁾。

3 ポーランド

(1) 上院の呼称・代表制の性格

元老院 (Senat)・国民代表

(2) 選挙制度又は任命 (指名) 制度

単純小選挙区制

(3) 総定数

100 人

(4) 任期

4 年

(5) 選挙区

小選挙区 100 区

(6) 投票方法

選挙区ごとに候補者に対して投票を行う。

(7) 選出方法

選挙区ごとに、最多得票の候補者が当選する。

(8) 憲法で規定される事項

① 総定数：憲法第 97 条第 1 項

② 任期：同第 98 条第 1 項

⁸⁸ 上院を地域代表の議院とする構想は、地域間対立への懸念等を背景として、実現しなかったとされる。ただし、小選挙区 2 回投票制が採用されていることから、1 人の上院議員と比較的小規模な 1 つの選挙区との間のつながりが確保されるため、地域代表の要素が残されているという見方もなされている。Jan Kysela, "Bicameralism in the Czech Republic: Reasons, Functions, Perspectives," Jörg Luther et al., eds., *A World of Second Chambers*, Milano: Giuffrè Editore, 2006, pp.1011, 1016.

⁸⁹ "Všeobecné, rovné a přímé volební právo tajným hlasováním." Poslanecká sněmovna Parlament České Republiky Website <<https://www.psp.cz/sqw/hp.sqw?k=301>>

⁹⁰ 三輪和宏「諸外国の上院の議員定数配分—憲法の規定を中心として—」『レファレンス』691号, 2008.8, p.86. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999651_po_069104.pdf?contentNo=1>

(9) 一票の格差に関する議論

一票の格差は、4.15 倍⁽⁹¹⁾である。

下院について平等選挙や比例代表制を憲法で規定しているが、上院についてはそのような規定はない。しかし、憲法裁判所の判決では、平等選挙は上院の選挙にも適用されるとする⁽⁹²⁾。また、上院は地域代表の議院ではないとされる⁽⁹³⁾。

一票の格差に関しては、選挙法において、全国の人口を総定数の 100 で除して得られる数で、各選挙区の人口を除した商が 2 以上又は 0.5 未満の場合に選挙区画を見直すこと等を規定している⁽⁹⁴⁾。すなわち、法律上は一票の格差が 4 倍までは許容されている。

一票の格差に関する議論として、2019 年時点での全国選挙管理委員会の新たな選挙区の提案⁽⁹⁵⁾で選挙を実施しなかった場合は、選挙における平等という憲法上の原則に違反することになるとする主張がある⁽⁹⁶⁾。

4 コロンビア

(1) 上院の呼称・代表制の性格

共和国元老院 (Senado de la República) ・国民代表

(2) 選挙制度又は任命 (指名) 制度

比例代表制

(3) 総定数

108 人

- ・憲法 (第 171 条第 1 項) で定められた定員 (100 人)
- ・憲法 (同条第 2 項) によって追加された先住民枠 (2 人)
- ・コムネス⁽⁹⁷⁾ (5 人)
- ・大統領選挙で 2 位の得票を得た大統領候補 (1 人)

⁽⁹¹⁾ 直近の 2019 年選挙時の各小選挙区における登録有権者数に基づく。上院第 44 選挙区の登録有権者数 678,812 人 ÷ 上院第 61 選挙区の登録有権者数 163,615 人。"Frekwencja w wyborach 2019 r. do Senatu." Państwowa Komisja Wyborcza Website <<https://sejmsenat2019.pkw.gov.pl/sejmsenat2019/pl/frekwencja/Koniec/senat/pl>>

⁽⁹²⁾ 一般的な平等原則の条文 (憲法第 32 条) が当てはまるとする。Piotr Chybalski, "Skutki braku uwzględnienia wniosku Państwowej Komisji Wyborczej w sprawie zmian okręgów wyborczych w wyborach do Sejmu i Senatu," ZESZYTY PRAWNICZE, No.2(62), 2019, p.48. <[https://orka.sejm.gov.pl/WydBAS.nsf/0/B406763AC166E864C1258440039B7B6/\\$file/3.Piotr%20Chybalski.pdf](https://orka.sejm.gov.pl/WydBAS.nsf/0/B406763AC166E864C1258440039B7B6/$file/3.Piotr%20Chybalski.pdf)>

⁽⁹³⁾ Katarzyna Granat, "The future of Poland's second chamber: Is the Senate still needed?" Richard Albert et al., eds., *Constitutional Reform of National Legislatures: bicameralism under pressure*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing, 2019, p.217.

⁽⁹⁴⁾ 選挙法 (Ustawa z dnia 5 stycznia 2011 r. Kodeks wyborczy) 第 261 条第 1 項

⁽⁹⁵⁾ ポトカルパチエ (podkarpackie) 県の選挙区を 1 つ増やし、ルブシユ (lubelskie) 県で 1 つ減らす必要があるとする。Chybalski, *op.cit.*(92), p.46.

⁽⁹⁶⁾ *ibid.*, pp.45-52. この点は、下院の選挙区についても指摘されている。

⁽⁹⁷⁾ コロンビア革命軍 (FARC) を母体とする合法政党「コムネス (Comunes)」のこと。2016 年、コロンビア革命軍とコロンビア政府との間で和平が成立した。和平後、コロンビア革命軍は合法政党「普遍革命代替勢力 (FARC)」を設立し、合法的な政党による政治活動を行うこととなった。和平合意に基づき、2026 年まで上下両院に 5 人ずつ議席が与えられる。2021 年 1 月、党名をコムネス (Comunes) に変更した。「コロンビア」公安調査庁ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/psia/ITH/situation/N_MS-america/Columbia.html>

(4) 任期

4 年

(5) 選挙区

全国 1 区

(6) 投票方法

拘束名簿式又は非拘束名簿式比例代表制

(7) 選出方法

政党が、拘束名簿と非拘束名簿のいずれで当選者が決まるかを選択する。ほとんどの政党が非拘束名簿を選択するとされる⁽⁹⁸⁾。

また、得票数に応じて議席配分されるが、原則として、3%以上の得票がない政党には議席配分されない阻止条項が存在する⁽⁹⁹⁾。

(8) 憲法で規定される事項

- ① 総定数：政治憲法第 171 条
- ② 全国 1 区の投票制：同上
- ③ 阻止条項：同第 108 条
- ④ 任期：同第 132 条
- ⑤ 国民代表：同第 133 条

(9) 一票の格差に関する議論

全国 1 区の比例代表制を採用しているため、一票の格差は生じない。

IV 上院を地域代表と位置付けない国（任命制又は混合型）

調査した 12 か国中、上院を地域代表と位置付けない国は 6 か国であり、そのうち、上院議員を任命制等で選出する国はイギリスとアイルランドの 2 か国である。なお、これらの国はいずれも単一国家である。

1 イギリス

(1) 上院の呼称・代表制の性格

貴族院（House of Lords）・貴族代表や宗教代表等の混合型

⁹⁸⁾ 2018 年の選挙では、16 名簿中 3 名簿だけが拘束名簿式を選択した。“FINAL REPORTS Election Experts Mission (EEM) to COLOMBIA Legislative Elections 11 March 2018,” p.5. European Commission Website <<https://ec.europa.eu/info/strategy/relations-non-eu-countries/types-relations-and-partnerships/election-observation/mission-recommendations-repository/missions/67>>

⁹⁹⁾ *ibid.*, p.6.

(2) 選挙制度又は任命（指名）制度

上院に登院すべき召集状を受け取る（receive writs of summons to attend the House of Lords）者が選任されたことになる。①英国国教会の特定高位聖職者（聖職貴族）、②1958年一代貴族法による一代貴族、③1999年上院法による一部の世襲貴族、の3種類の者が選任される。

(3) 総定数

在籍議員数：767人（2022年7月7日現在）

- ① 総定数：なし
- ② 聖職貴族の上院議員数：原則、26人（慣習）
- ③ 世襲貴族の上院議員数：92人（1999年上院法第2条第2項）
（さらに、会派別選出議員数が上院規則第9条第2項第1号で規定）

(4) 任期

原則、終身⁽¹⁰⁰⁾

任命制のため（5）～（9）なし。

2 アイルランド

(1) 上院の呼称・代表制の性格

元老院（Seanad Éireann）・職能代表制、大学選挙区代表制及び首相任命制の混合型

(2) 選挙制度又は任命（指名）制度

複選制⁽¹⁰¹⁾・直接公選・任命制の混合型

- ①（複選制の）選挙人団による選挙：単記移譲式比例代表制
- ② 直接公選の選挙制度：単記移譲式比例代表制
- ③ 任命制：首相任命制

(3) 総定数

60人

(i) 職業別候補者名簿からの選出議員（間接選挙）

43人

- ① 文化・教育分野の名簿からの選出議員：5人
（2つの副名簿⁽¹⁰²⁾ごとの最少選出議員数：2人）
- ② 農林水産分野の名簿からの選出議員：11人
（2つの副名簿ごとの最少選出議員数：4人）

⁽¹⁰⁰⁾ 聖職貴族の上院議員は、聖職に在任する期間に限られる。当該聖職につき70歳定年制がある。実際には65～70歳で当該聖職を引退することが多い。また、世襲貴族のうち官職指定の上院議員は、在任する期間に限られる。

⁽¹⁰¹⁾ 間接選挙制の一種。例えば州議会議員、県議会議員など、当該選挙以外で選出された公選職にある選挙人が投票を行い、当選人が決定される制度。

⁽¹⁰²⁾ 当該名簿の職業団体が推薦する候補者が記載された名簿並びに下院議員、前上院議員並びに行政県及び特別市の被選挙議員が推薦する候補者が記載された各名簿のこと。

- ③ 労働分野の名簿からの選出議員：11人
(2つの副名簿ごとの最少選出議員数：4人)
- ④ 商工業分野の名簿からの選出議員：9人
(2つの副名簿ごとの最少選出議員数：3人)
- ⑤ 公務分野の名簿からの選出議員：7人
(2つの副名簿ごとの最少選出議員数：3人)

(ii) 大学選挙区選出議員 (直接公選)

6人

- ① アイルランド国立大学⁽¹⁰³⁾選出議員：3人
- ② ダブリン大学選出議員：3人

(iii) 首相による任命議員

11人

(4) 任期

5年

(5) 選挙区

- ① 職業別候補者名簿選挙区 (間接選挙) 1区 (総数43人、(3)(i)の5つの名簿ごとの定数5～11人、全国単位)
- ② 大学選挙区 (直接公選) 2区 (総数6人、両選挙区とも定数3人、大学単位 [アイルランド国立大学とダブリン大学])

(6) 投票方法

(i) 職業別候補者名簿選挙区

下院議員、前上院議員並びに行政県及び特別市の被選挙議員が有権者になる。有権者が職業別候補者名簿ごとに1票ずつを投じる (合計5票を投じることができる)。

(ii) 大学選挙区

アイルランド国立大学又はダブリン大学の学位 (学士を含み、名誉学位は除く) を持つ18歳以上のアイルランド国民がそれぞれの当該大学選挙区の有権者になる。大学選挙区ごとに、有権者が1票を投じる。

(iii) 投票用紙への記入方法・投票用紙の郵送 ((i)(ii)に共通)

職業別候補者名簿ごとに又は大学選挙区ごとに、投票用紙 (5分野ごとの職業別候補者名簿用の投票用紙 (全5枚) 又は各大学選挙区用の投票用紙) に印刷された候補者に選好順位の番号を記入して投票する。必ずしも全員に選好順位を付ける必要はない。記入後の投票用紙は、郵送で選挙管理官に送付する。

⁽¹⁰³⁾ University College Dublin、University College Cork、National University of Ireland、Galway、Maynooth University の4校及びこれらの大学から学位が授与される大学。“Seanad.” Citizens Information Website <https://www.citizensinformation.ie/en/government_in_ireland/national_government/houses_of_the_oireachtas/the_seanad.html>

(7) 選出方法

職業別候補者名簿ごとに又は大学選挙区ごとに、ドループ式当選基数、すなわち【 $\{ \text{有効投票総数} \div (\text{定数} + 1) \}$ の商の整数部分} + 1】を計算し、各立候補者がこの当選基数以上の第1順位票を得た場合に当選となる。

当選人の得票（第1順位票）のうちドループ式当選基数を超えた分を超過票と呼ぶ。当選人が定数に満たなかった場合、当選人が獲得した超過票を投票者が第2順位とした候補者に移譲し、当該第2順位候補者の得票（当該第2順位候補者本人の第1順位票）と合算する。この結果、ドループ式当選基数に達する候補者が現れれば、その者を当選とする。

超過票が存在しない場合は、その時点での最下位の候補者を落選とし、この候補者の票（第1順位票）を投票者が第2順位とした候補者に移譲し、当該第2順位候補者の得票（当該第2順位候補者本人の第1順位票）と合算する。この結果、ドループ式当選基数に達する候補者が現れれば、その者を当選とする⁽¹⁰⁴⁾。この操作を定数が満たされるまで繰り返す。

(8) 憲法で規定される事項

- ① 選挙制度（単記移譲式比例代表制）：憲法第18条第5節
- ② 総定数：同条第1節
- ③（直接又は間接）選挙で選ばれる議員総数及び任命議員数：同上
- ④ 職業別候補者名簿の種別：同条第7節
- ⑤ 各職業別候補者名簿からの選出議員の総数：同条第4節第1項第3号
- ⑥ 各職業別候補者名簿からの選出議員数の範囲（5～11人）：同条第7節第2項
- ⑦ 各大学選挙区からの選出議員数：同条第4節第1項第1号、第2号
- ⑧ 任命議員の任命権者：同条第3節
- ⑨ 任期：同条第9節
- ⑩ 投票手段（郵便投票）：同条第5節

(9) 一票の格差に関する議論

一票の格差については、2020年選挙時の有権者数及び2016年4月時点の人口によると、大学選挙区間の格差は1.74倍⁽¹⁰⁵⁾、職業別候補者名簿選挙区と大学選挙区の格差は、3.76倍⁽¹⁰⁶⁾となっている。

格差訴訟、議論の有無については、大学選挙区について議論がある。現在、大学選挙区では

⁽¹⁰⁴⁾ ただし、副名簿ごとの最少選出議員数等、その他の考慮しなければならない事項もある。制度の詳細は、三輪和宏『諸外国の上院の選挙制度・任命制度』（調査資料2009-1-a 基本情報シリーズ4）国立国会図書館調査及び立法考査局，2009，pp.26-28. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166395_po_200901.pdf?contentNo=1> に詳しい。

⁽¹⁰⁵⁾ 大学選挙区の有権者数は、アイルランド国立大学が112,216人、ダブリン大学が64,585人。Houses of the Oireachtas Service, “Seanad General Election, March 2020 and Bye-Elections to 2016-20 Seanad,” 2020.9.9, p.7. <https://data.oireachtas.ie/ie/oireachtas/electoralProcess/electionResults/seanad/2020/2020-09-09_seanad-general-election-2020-results-handbook_en.pdf>

⁽¹⁰⁶⁾ 2016年4月人口（4,761,865人÷43議席）及び2020年選挙時大学選挙区有権者数（(64,585+112,216)人÷(3+3)議席）による。ibid.; Central Statistics Office, “Census 2016 Summary Results - Part 1,” 2017.4, p.8. <<https://www.cso.ie/en/media/csoie/newsevents/documents/census2016summaryresultspart1/Census2016SummaryPart1.pdf>>

アイルランド国立大学・ダブリン大学の学位取得者が選挙人であるが、国内の全大学に有権者の範囲を拡大し、選挙区は全国1区の大学選挙区に統合する案がある⁽¹⁰⁷⁾。この案に従うなら大学選挙区間の一票の格差は解消することになる⁽¹⁰⁸⁾。

また、2013年に否決されたが、上院廃止の国民投票⁽¹⁰⁹⁾を実施する等、様々な改革案が出されており、直接選挙で一部の上院議員を選出することに改める案も提示されている⁽¹¹⁰⁾。

おわりに

本稿では、今後の参議院の選挙制度の在り方に関する議論に資するため、主要諸外国の上院議員の選挙制度・任命（指名）制度について概観してきた。我が国と同じく単一国家で上院議員を直接選挙で選出する国であっても、上院議員の選挙・任命制度は、国により多種多様である。これは、各国の様々な事情を反映してきた結果と考えられる。

また、上院を地域代表と位置付ける国では、地域代表である旨又は地域に対する定数配分方法が憲法に規定されている。一票の格差が大きなものであっても憲法で規定しているゆえに、一票の格差が容認され、又は一票の格差の議論が少ない傾向にあった。換言すれば、本稿で取り上げた国を見る限り、地域代表である旨等の憲法規定を欠いた状態で、上院が地域代表として存在し、その一票の格差が容認されている国はない。

我が国においては、憲法上、国会議員は「全国民の代表」と明記されていること、選挙における投票価値の平等が要請されていること⁽¹¹¹⁾等を前提に、いわゆる地域の声を尊重する必要があるとの指摘にどのように対応するのか、参議院の在り方を含め、広範な視点からの検討が必要であろう。

(ふじわら ゆうき)

⁽¹⁰⁷⁾ Laura Cahillane, “Why reform of Seanad Éireann should start with the electorate,” 2022.2.23. RTE Website <<https://www.rte.ie/brainstorm/2018/0529/966821-seanad-eireann-reform-electorate-7th-amendment/>>

⁽¹⁰⁸⁾ なお、1976年第7回憲法改正の結果、法律により大学選挙区6議席を既存のその他の大学及び高等教育機関の間で再配分することが認められたが、その再配分のための法律が制定されていない。『各国憲法集(2)アイルランド憲法』(調査資料2011-1-b基本情報シリーズ8)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012, p.18. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487278_po_201101b.pdf?contentNo=1>

⁽¹⁰⁹⁾ 山田邦夫「アイルランドの上院改革論議と憲法改正国民投票」『レファレンス』766号, 2014.11, pp.53-71. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8804409_po_076603.pdf?contentNo=1>

⁽¹¹⁰⁾ “REPORT OF THE WORKING GROUP ON SEANAD REFORM 2015,” p.29. assets.gov Website <<https://assets.gov.ie/3205/221118144521-f13c01291bde446980fccbe391526c51.pdf>>

⁽¹¹¹⁾ 小熊美幸「衆議院及び参議院における一票の格差—平成21年以降の最高裁判所判決を踏まえて—」『レファレンス』843号, 2021.3, pp.57-70. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11646901_po_084303.pdf?contentNo=1>

別表 OECD 加盟国（単一国家）の二院制議会議員の選出方法等
1 上院を地域代表と位置付ける国（直接選挙又は直接選挙中心）

国名	政治体制	定数		定数・議席配分等に関する憲法上・法律上の規定	任期	議員の選出方法等	格差訴訟、議論の有無
		上院	下院				
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 立憲君主制 議院内閣制 	上院 265 格差 151.88 倍 (直接公選議員) 3.16 倍 (自治州選出議員) (2019 年 1 月人口)		<ul style="list-style-type: none"> 地域代表の議院（憲法第 69 条） 直接公選議員について原則として各県に 4 人ずつ定数を配分し、自治州議会選出議員について、各州に 1 人を配分した上で住民 100 万人ごとに更に 1 人ずつを加えた数（同条） 平等選挙（同条第 2 項） 	4 年 ※解散あり ※通例、上院の直接公選議員の選挙は、下院選挙と同時に実施	<ul style="list-style-type: none"> 直接選挙（制限連記制。一部完全連記制又は単純小選挙区制） 208 間接選挙（自治州議会による選出） 57 	○上院 ・「極端なゆがみ」として批判的な意見がある。 ・単なる政治的代表的性格なく、地域代表としての性格を持ち、地域の声を議会に届けるという役割を担っている点から考えて、格差が大きくなく考えていることも妥当と考える見解がある。
チリ*	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 大統領制 	上院 50 格差 24.7 倍 (2021、2017 年選挙時)	下院 350 格差 2.34 倍 (自治都市含む。2019 年選挙時)	<ul style="list-style-type: none"> 県を選挙区の単位とし、各選挙区に最低限の定数配分を保障（選挙法第 162 条第 2 項） 平等選挙（憲法第 68 条第 1 項） 	4 年 ※解散あり	直接選挙（拘束名簿式比例代表制。一部単純小選挙区制）	
		上院 50 格差 24.7 倍 (2021、2017 年選挙時)		<ul style="list-style-type: none"> 選挙権の平等（憲法第 15 条） 選出に際し国の地域の考慮（憲法第 49 条） 各地域が上院議員の選挙区を構成（選挙法第 190 条） 	8 年 ※ 4 年ごとに半数改選 ※ 上院の半数改選は、下院選挙と同時に実施	直接選挙(非拘束名簿式比例代表制)	
		下院 155 格差 3.96 倍 (2017 年選挙時)		<ul style="list-style-type: none"> 選挙権の平等（憲法第 15 条） 10 年ごとの人口調査に基づいて議席は均等に配分される。各選挙区の定員は 3～8 人（選挙法第 188 条） 	4 年	直接選挙(非拘束名簿式比例代表制)	

2 上院を地域代表と位置付ける国（間接選挙又は任命制）

国名	政治体制	定数		定数・議席配分等に関する憲法上・法律上の規定	任期	議員の選出方法等	格差訴訟、議論の有無
		選挙区間格差	定数				
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 半大統領制** 	上院 348 格差 5.06 倍 (2020年1月推計人口)	<ul style="list-style-type: none"> 定数の上限 348 地方公共団体の代表を確保 (憲法第24条第4項) 常に普通、平等かつ秘密選挙 (同第3条第3項) 	6年 ※3年ごと 半数改選	間接選挙 (おおむね各県を単位として上院議員、下院議員及び地方議会議員・地方議会の代表が選挙人団となる。ただし、12議席は、国外在住のフランス人の代表として、在外フランス人によって選出された下院議員等が選挙人団となる。)	○上院 都市部と比較して地方部の方が過大代表となっていることが指摘されている。これに関し、憲法院は、上院選挙に平等原則を適用すべきだが、それは「地方公共団体の代表」としての性格をゆがめない限度で適用される補完的な原則にすぎないと判示している。 ○下院 2010年に区割り改定が行われた後、憲法院は±20%の偏差を認めしたが、これは特別な状況の時のみであると強調している。	
スロベニア	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 半大統領制** 	上院 40 格差 12.5 倍 (地域代表選出議員) 11.6 倍 (職能代表議員) 25.2 倍 (全議員) (2017年選挙時)	<ul style="list-style-type: none"> 定数の上限 577 (憲法第24条第3項) 常に普通、平等かつ秘密選挙 (同第3条第3項) 	5年 ※解散あり	間接選挙 (職能代表 18 + 地域代表 22)	○下院 • 2018年、憲法裁判所は一票の格差を理由として選挙区割りを定める法律を違憲と判断し2年以内の措置を求めた。 • 議会は、区割りを見直し、格差が2.7倍になったと報じられている。	
		下院 90 格差 3.94 倍 (2018年選挙時)	<ul style="list-style-type: none"> 定数 90 イタリア系・ハンガリー系共同体は、常に各1人を選出する権利を有する。(憲法第80条) 	4年 ※解散あり	直接選挙 (小選挙区 (非拘束名簿式) 比例代表併用制 88 + 少数民族 2)		

3 上院を地域代表と位置付けない国（直接選挙又は直接選挙中心）

国名	政治体制	定数		任期	議員の選出方法等	格差訴訟、議論の有無
		選挙区間格差	定数・議席配分等に関する憲法上・法律上の規定			
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 議院内閣制 	上院 200 (公選部分) 格差 10.86倍 (2011年10月人口)	<ul style="list-style-type: none"> 定数 200 在外選挙区を除き、州を基礎として選出 各州・自治県への配分定数の下限は3。ただし、モリーゼ州2、ヴァッレ・ダオスタ州1。残りの議席は人口に比例して配分(憲法第57条) 投票は、個人的かつ平等(同第48条第2項) 	5年 ※解散あり ※通例、両院の選挙は同時に実施 ※元大統領及び任命議員は終身	<ul style="list-style-type: none"> 直接選挙(国内選挙区196(小選挙区比例代表並立制(小選挙区74、比例代表選挙区122)) + 在外選挙区4(比例代表制)) 元大統領 任命制(社会、科学、芸術及び文学の分野における最高の功績により祖国の名譽を高めた市民であって大統領が任命するもの5人まで) 直接選挙(国内選挙区392(小選挙区比例代表並立制(小選挙区147、比例代表選挙区245)) + 在外選挙区8(比例代表制))	○両院 在外選挙区を含めると格差が広がるため、在外選挙区の定数拡充を求める議論がある。
チェコ	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 半大統領制** 	下院 400 格差 4.56倍 (2011年10月人口)	<ul style="list-style-type: none"> 定数 400 在外選挙区を除き各選挙区に人口に比例して定数を配分(憲法第56条) 投票は、個人的かつ平等(同第48条第2項) 	5年 ※解散あり	直接選挙(小選挙区2回投票制)	○上院 憲法では「平等な選挙権」が保障されており、選挙制度において「選挙区間の人口均等」の構築に反映されているとされる。
ポーランド	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 半大統領制** 	上院 100 格差 4.15倍 (2019年選挙時)	平等選挙(憲法第18条第1項) 平等選挙(憲法第18条第1項)	6年 ※2年ごとに3分の1ずつ改選 4年 ※解散あり	直接選挙(非拘束名簿式比例代表制) 直接選挙(単純小選挙区制)	○両院 2019年時点での全国選挙管理委員会の新たな選挙区の提案に従わなかった場合は、選挙における平等という憲法上の原則に違反することになるとする見解がある。
		下院 460 格差 1.46倍 (2019年選挙時)	平等選挙、比例代表制(憲法第96条第2項)	4年 ※解散あり	直接選挙(非拘束名簿式比例代表制)	

国名	政治体制	定数		定数・議席配分等に関する憲法上・法律上の規定	任期	議員の選出方法等	格差訴訟、議論の有無
		上院	下院				
コロンビア	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 大統領制 	上院 108 格差 —	下院 187 格差 55.0 倍 (2018 年選挙時)	<ul style="list-style-type: none"> 定数 100 先住民 2 全国 1 区比例代表制 (憲法第 171 条) 	4 年	<ul style="list-style-type: none"> 直接選挙 (拘束名簿式又は非拘束名簿式比例代表制) 100 先住民 2 コムネス*** 5 大統領選挙次点候補 1 	
				<ul style="list-style-type: none"> 各県 2 人 + 36.5 万人で 1 人追加 + 以後 18.25 万人ごとに 1 人追加 一部離島を含む州は、その離島出身代表を追加で 1 人選出 特別選挙区として、アフリカ系住民 2 人、先住民 1 人、在外選挙区 1 人を選出 (憲法第 176 条) 	4 年	<ul style="list-style-type: none"> 直接選挙 (拘束名簿式比例代表制) 161 平和移行のための特別選挙区 (CITREP) 16 コムネス*** 5 特別選挙区 (アフリカ系住民 2、先住民 1、在外選挙区 1) 大統領選挙次点候補の副大統領候補 1 	

4 上院を地域代表と位置付けない国 (任命制又は混合型)

国名	政治体制	定数		定数・議席配分等に関する憲法上・法律上の規定	任期	議員の選出方法等	格差訴訟、議論の有無
		上院	下院				
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 立憲君主制 議院内閣制 	上院 なし ※2022 年 7 月 7 日 現在議員数 767 (請暇中議員等を除く)	下院 650 格差 5.26 倍 (2019 年 12 月総選挙時)	なし	終身 ※大主教、主教及び官職指定世襲議員は、当該職にある間	<ul style="list-style-type: none"> 任命制 (大主教 2 及び主教 24 + 一代貴族：首相の助言に基づき国王が任命。政党推薦及び任命委員会の推薦 (非政党議員)) 世襲制 (世襲貴族からの選出：上院によるもの 15 + 各党派所属の議員によるもの 75 + 官職指定 2 (式部長官及び紋章院総裁)) 	○下院 <ul style="list-style-type: none"> 従来の区割り は 2000 ~ 2003 年の数値に基づいており、それ以降の人口の変化を反映していかなかったことから、2020 年議会選挙区法が制定された。 議会はしばしば選挙区割りの変更を遅らせてきたと指摘されており、2020 年議会選挙区法では、選挙区割りによる承認の対象とせず、政治的干渉を受けず「自動的に」実施される。
					5 年 ※解散あり	直接選挙 (単純小選挙区制)	

国名	政治体制	定数		定数・議席配分等に関する憲法上・法律上の規定	任期	議員の選出方法等	格差訴訟、議論の有無
		上院	下院				
アイランド	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 共和制 半大統領制* 	上院 60 格差 1.74 倍 (大学選挙区間の格差・2020 年選挙時 大学選挙区有権者数) 3.76 倍 (職業別候補者名簿と大学選挙区間の格差・2016 年 4 月人口及び 2020 年選挙時 大学選挙区有権者数)	下院 160 格差 1.67 倍 (2020 年選挙時)	<ul style="list-style-type: none"> 60 人の議員で構成。そのうちの 11 人は任命議員、49 人は選挙議員 (憲法第 18 条第 1 節) 選挙議員は、職能代表制及び大学選挙区で選挙 (同第 18 条、第 19 条) 	5 年 ※ 職業別選出・大学選出は、下院解散後 90 日以内に選挙を実施	<ul style="list-style-type: none"> 職能代表制 (職能別選出) 43 大学選挙区制 (アイルランド国立大学・ダブリン大学の学位取得者が選挙人団) 6 任命制 (首相任命) 11 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上院 職業別候補者名簿選挙、大学選挙区選挙について格差があることについて議論がある。 大学選挙区について、改革議論がある。 2013 年、上院廃止の国民投票が否決された。
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> 単一国家 立憲君主制 議院内閣制 	上院 75 格差 1.09 倍 (2019 年選挙時)	下院 150 格差 —	<ul style="list-style-type: none"> 下院議員の定数は、法律によって、人口 3 万人につき 1 議員以下、又は人口 2 万人につき 1 議員以上で定められる。(憲法第 16 条第 2 項第 2 号) 各選挙区で時々選挙される議員数と、直近の人口調査で確定された各選挙区の人口との間の比率は、実行できる限り、全国を通じて均一でなければならぬ。(同項第 3 号) どの選挙区であれ選出される議員数が 3 人を下回る法律は、制定されるはならない。(同項第 6 号) 	4 年 (州議会任期に応じて変更される。) ※ 解散あり ※ 解散の場合を除き、州議会選挙の後 3 か月以内に実施	間接選挙 (州議会議員が選挙人団)	
			定数 150 (憲法第 51 条第 2 項)	<ul style="list-style-type: none"> 定数 75 (憲法第 51 条第 3 項) 州議会議員等により選出 (同第 55 条) 	4 年 (解散後に集会する場合は、任期は、5 年以内) ※ 解散あり	直接選挙 (非拘束名簿式比例代表制)	

* 2022年9月に新憲法案の是非を問う国民投票が実施されることが決まっており、軍政時代制定の憲法が改正される可能性がある。現行憲法下での制度を掲載している。[新憲法案は、2022年9月4日に行われた国民投票で否決された(2022年9月12日追記)。]

** 半大統領制とは、直接公選の大統領と議会で選出された首相が、行政権を分有する仕組み。大統領制に近い運用からほとんど議院内閣制に近い場合がある。堀江浩・加藤秀治郎編著『政治学小辞典』一藝社、2019、pp.36-37。

*** コロンビア革命軍(FARC)を母体とする合法政党「コムネス(Comunes)」のこと。

(出典) Matthew Soberg Shugart, "Chapter 18: Comparative Executive-Legislative Relations," R.A.W. Rhodes et al., eds., *The Oxford Handbook of Political Institutions*, Oxford: Oxford University Press, 2006, pp.351-352; Robert Elgie, "18 Heads of state in European politics," José M. Magone, ed., *Routledge handbook of European politics*, New York: Routledge, 2015, p.313; Gerhard Robbers, ed., *Encyclopedia of World Constitutions*, New York: Facts on File, 2007; 畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社、2018; 高澤美有紀「フランスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1047号、2019.3.14. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11252030_po_1047.pdf?contentNo=1>; 濱野雄太「イギリスの議会制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1056号、2019.5.28. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11286064_po_1056.pdf?contentNo=1>; 初信正典・辻村みよ子編、江島晶子ほか『新解説世界憲法集 第5版』三省堂、2020; 那須俊貴「二院制諸国における選挙制度・任命制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』861号、2015.3.27. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9111354_po_0861.pdf?contentNo=1>; 政治議会調査室・課『諸外国の下院の選挙制度』(調査資料 2015-1-c 基本情報シリーズ 22) 国立国会図書館調査及び立法考査局、2016. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9917795_po_201501c.pdf?contentNo=1>; 那須俊貴・藤原佑記『諸外国における上院議員の選出に係る較差(資料)』『レファレンス』846号、2021.6、pp.81-101. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11687336_po_084604.pdf?contentNo=1>; 上野磨里奈「主要国議会の選挙制度及び投票率の推移」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1161号、2021.11.18. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11874929_po_1161.pdf?contentNo=1>; "PARLINE database on national parliaments." (2016年10月時点) Inter-Parliamentary Union Website <<http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp>>; 各国議会ウェブサイト等を基に筆者作成。